

松江家庭裁判所委員会（第5回）議事概要

1 日時

平成17年6月29日（水）午後2時30分～午後5時00分

2 場所

松江家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員長）島田清次郎

（委員）石飛一成，岩宮恵子，岡崎由美子，中島洋子，錦織靖雄（五十音順敬称略，3名の委員は欠席）

（説明者）太田裁判官，松下事務局長，中嶋首席家裁調査官，秋村首席書記官

（庶務）川西総務課長，星野総務課課長補佐

4 議事（発言者 ■委員長，○委員，●説明者）

(1) 本日のテーマ「家事調停委員の選任手続」について，松下事務局長から資料に基づき説明を行った後，意見交換を行った。意見交換の主な内容は次のとおり

○ 調停委員は欠員が出る都度，募集されているのか。

○ 調停委員の任命は，全国的には4月1日，10月1日の年2回が多いと思われる。4月1日の任命については前年の10月15日までに，10月1日の任命については5月15日までに推薦していただくことになる。

○ 随時，推薦を受付けているということではないのか。例えば職員の募集などは，何月何日締め切りで欠員が出たら募集するといったやり方が多いように思うが。

○ 原則としては，年に2回定期的に任命するといった方がいい。欠員が出たら補充するというわけではない。

● 例えば3月末で調停委員の方が何人か辞められた場合，何人か任命の必要が出てくることになり，推薦をお願いすることになる。

○ それは欠員が出たらということではないのか。

○ 欠員が出たらということではない。選任できる調停委員の大枠の人数は決まっているが，それが常時100%埋まっているかということと必ずしもそういうわけではない。

- 今後は、10月1日の任命については、原則として弁護士とか裁判所OBなど、任命後すぐに調停に携われる方に限り、一般の方については年に一回4月1日任命にまとめようかと考えている。調停に関する知識のない一般の方は、4月1日に任命したあと、しばらくは先輩調停委員の調停のやり方を見てもらうために調停に出ていただいた上で、一箇月位たった時点で新任時の基礎的な研修を行って、その後調停委員として働いていただこうと考えている。
- どういった仕組みで調停委員の候補者が推薦されてくるのか、よく分からない。現状は、調停委員の選任の制度が分かっている人のみが推薦してくるのか。
- 調停委員のなり手が不足している地域では、裁判所から関係機関等になり手がいないかお願いに行っているのが現状である。
- 調停委員は任期中でも解任されることがあるのか。
- 非行等を理由に解任されることはある。全国的には、交通事故を起こした場合とか選挙違反などの場合に解任される例はある。
- 病気等の理由で自分から辞められる場合もある。
- 任期は2年とあるが、任期が終われば自動的に再任されるのか。
- 任期が終了する時点で、本人に継続の意思があれば、再任申出書を提出してもらい、今までの取扱件数等の情報を現場から収集し、選考諮問委員会において調停委員としての適格性を判断して再任することになる。年間の取扱件数が少ない場合には再任しないこともある。
- 調停委員の人数は、各裁判所ごとに枠があるのか。
- 各裁判所によって枠は決まっている。基本的には、各裁判所の事件数に応じて必要な人数ということになる。事件数の変動等により、見直しは行われる。当庁においても事件数の多い支部は調停委員も多く、事件数の少ないところは調停委員の人数も少ない。
- 調停委員に謝金はあるのか。
- 調停委員手当を支給している。執務時間に応じて手当額を決めている。
- 裁判所としては、調停委員の候補者をどんどん推薦していただくとありがたい。なかなか推薦されてこない現状であり、家裁委員会委員の皆さんを通

じて周知いただき、優秀な人材が推薦いただけるとありがたい。

- 調停委員の推薦というシステムが、一般の方に分かっていないのが現状だろう。
- 推薦が原則というわけでもない。
- ホームページ等で公募するという性質のものではないのか。
- ホームページでの公募には馴染まないと思われる。全く知らない人が応募してきた場合、その人に関する情報を集めることが難しく、書類選考と面接だけで適否を判断できるかどうか難しい。
- 最近執行官は公募を行っているが、執行官の場合はペーパー試験を行って採用しているので、その試験の結果により適格性の判断はなされている。調停委員のように書類選考と面接だけで適格性を判断するとなると、公募は馴染まないのではないか。
- 推薦、選任のシステムがベールの中である。私も調停委員だが、今まで推薦に関して依頼されたことはない。
- 一般の調停委員の方には、研修会等の機会を利用して適任の方を推薦いただくようお願いしている。研修に出席いただけない弁護士調停委員の方にはそれが伝わってないかもしれない。また、人材の乏しい支部、出張所においては地方公共団体、金融機関等に出向いて推薦をお願いしている。
- 西郷、川本は人材難であり、推薦いただけないのが現状である。
- 調停はどのように行われるのか。
- 裁判官と通常2人の調停委員の3人で調停委員会を構成している。同一期日に複数の調停が入っており、裁判官は常時調停に入っているわけではない。まず調停委員が当事者の話を聞きながら方向性を固めていき、ある程度固まった時点で裁判官が入ることになる。調停委員が当事者双方の言い分を聞きながら調整し、一般常識に基づき妥当な解決に導いていかなければならず、なかなか難しい仕事である。
- そういう難しい仕事に、手を挙げる人は少ないだろう。
- 調停は身近な紛争解決手段であり、利用される機会は多いが、その調停を現場で担っている調停委員の心労は大きいと思う。
- 調停の場では一言一言選びながら発言してる。当事者双方の言い分を公平

に聞かなくてはならないし、双方に偏りのない適切な言葉、またその言い回しにも非常に神経を使う。何年たっても慣れるということはなく、難しい仕事だと感じている。

- 当事者は自分中心に考えるだろうし、調停委員が相手方のスタンスに立ったような発言をすれば信頼を損ねることになるだろう。
- 当事者は自分に有利な発言を期待しているため、不利な発言には敏感に反応し顔色も変わる。
- 当事者は双方が自分に有利な発言を期待してる。調停委員は双方の言い分を聞きながら調整していくわけだが、行き詰まることも多い。そういった場合は裁判官が入ることになるが、調停委員の苦労は大変なものだと思う。
- 大変な仕事だからこそ、きちんとした選定の過程を経て選ばれた方々なんだという調停委員の選定のシステムを透明化し、説明できることが、調停委員への信頼につながっていくのではないか。
- 調停委員がいくら説明しても聞かない当事者も、裁判官の言葉には耳を傾けることが多い。
- 裁判官が言われれば受け止めざるを得ない面もあるだろうが、調停委員の資質が高まれば調停も円滑に進むだろう。その意味でも調停委員として良い人材を発掘していくことが大切だ。
- 調停委員として優秀な人材を発掘するには、どうすべきかについて意見を伺いたい。
- できるだけ若い人になってほしい。
- 仕事を持っている方は請けてもらうのが難しいので、専業主婦の方をお願いすることが多いが、この人だと思う人に声をかけても、返事をいただくのに最低1年はかかる。調停委員という仕事を本人さらに家族の方に理解していただくのが非常に難しい。
- 希望者が非常に少ないということだが、選考諮問委員会で選任されないことがあるのか。
- 選任されないこともある。
- 適否は厳格に判断しているとうことか。
- そういうことになる。

- 県などの行政と協定して、そこの職員に時々出て来てもらうことはどうか。
- 職員を出す側の問題になると思う。
- そういった組織に働きかけることはしないのか。年間多くの件数はできないにしても、行政の職員を活用していくこともできるのではないか。
- 実際調停をやっていただく場合、無職の女性調停委員の方は調停への出席率が高い。男性調停委員は女性調停委員に比べて職業を持っている方が多く、調停に出席しにくいということからも、現在の調停委員の男女比は6対4と男性調停委員の方が多くなっている。
- 無職の調停委員が全国で40%、松江で37%の高い比率を占めるは、無職のほうが調停委員として働きやすいということだろう。
- 常勤の仕事を持っている調停委員は、調停の期日を決めるのが非常に難しい。
- 裁判官が常駐でない支部においては、裁判官の都合も調整しなければならず、期日を調整するのがさらに難しくなる。調停はどのくらいの回数で成立することが多いのか。
- 月に1回程度の割で期日が入り、平均3~4回くらいで終了している。
- 推薦の依頼先についてだが、大学関係者に聞いても大学に依頼は来ていないということだが。
- 正式に推薦依頼はしていないかもしれない。
- 大学の法学部とか教育学部とか、依頼先としてはいいのではないか。
- こちらが正式に依頼しなくても、大学の方から適宜推薦していただいてもいい。
- 実際には、現実に調停に携わっている調停委員から話を聞かないと、なかなか引き受けられないのではないか。
- 現状も、候補者は、調停委員から説明を聞き、調停委員の仕事を理解した上で申し込まれている方が多い。
- 調停委員が個別ルートで推薦するのがほとんどで、推薦依頼が組織的に行われていないのはいかがなものか。
- 推薦依頼する組織としては、どういった所が考えられるか。
- 大学の教育学部の教授とか、臨床心理士会とか。そこで手を挙げる者がいい

るかどうかは次の問題として、まず働きかけてみてはどうか。

- 大学の教授は忙しく、調停を請けていただいても、なかなか期日を入れられないということがあった。
- 臨床心理士会もよいと思う。調停委員の年齢は40歳以上というのは決まっているのか。
- 最高裁の規則で決まっている。
- 35歳くらいの若い臨床心理士のなかにはフリーでやっている者も多く、時間も取りやすい。また人の話を聞くという職業柄、調停委員としては適任ではないかと思う。
- 40歳以上というのは原則であり、特段の事情があれば40歳未満でも選任できないことはない。特に専門的知識を有する場合は可能である。弁護士調停委員には40歳未満の方も多い。
- 教員の場合、2年間くらい現場を離れて大学等で研修する期間があるが、そういった時に調停委員になれなくもない。
- 調停委員として一人前になるのにどれくらいかかるのか。
- 2～3年はかかると思われる。
- そうすると2年だけの期間限定でやることには無理がある。教員を退職してから、もう一度やっていただくこともあるかもしれないが、一度辞めてから再び調停委員になったという例はほとんどない。
- 元教員の割合はどのくらいか。
- 当庁の場合、現在無職の方で、元教員の方は21人である。
- 教員の評価は2分される。調停委員として非常に適任の方もいれば、説教が多くどうかと思われる方もいる。当事者の一番の不満は調停委員が話を聞いてくれないということだ。当事者は気持ちを全部吐き出した時点で落ち着き、調停委員の話にも耳を傾けるようになる。調停委員の任命時の研修でも、まず黙って当事者の話を聞くようお願いしている。
- 黙って話を聞くと言うことは、なかなか難しい。男性よりも女性の方が聞き上手だと思う。調停の場では当事者に自分の気持ちを吐き出してもらうことに随分時間をかける。
- 調停委員としての適任者を得るためのよい推薦依頼先があれば、いつでも

御紹介いただきたい。

- 推薦の依頼先のリストでも見せていただければ・・・。
 - 松江の場合は正式にどこかに依頼しているということはない。川本，雲南などの候補者の少ない支部，出張所においては地方公共団体，金融機関等に出向いて依頼している。
 - 選考諮問委員会の構成は，どこの裁判所も裁判所内部の委員だけか。
 - そうだと思う。
 - 調停委員に対する不満を当事者が直接，書記官室に言うてくることはあるか。
 - 私は経験していない。調停委員の方に不満を言われることはあるかもしれない。
 - 私はそういう不満を耳にしたことはない。
 - 私がよく耳にするのは，調停委員の発言の仕方とか，表現の仕方とかに関するものだが，私としては確認できないことなので，そういう場合は書記官にきちんと話を聞いてもらったかどうかと言っている。
 - 私もそういったことを聞くことがあり，調停委員の研修はどのように行われているのかについて関心がある。特に耳にするのが男性調停委員に対する不満であり，威圧的なものの言い方をされたというものが多い。また不満を言いたくても面倒な当事者と思われまいだろうかとか調停に不利に働くんじゃないかということで不満を言わないことが多いようだ。
 - 若い当事者と年配調停委員では意識の違いから気持のすれ違いがあって，信頼関係が薄れているという状況もあるのではないか。
 - 裁判所としてもそういうことのないように配慮したい。やはり60，70代の男性と若い女性では，発言の意図に食い違いが出ることもあるだろうが，不適切な発言は控えるよう研修等を通じて指導していきたい。
- (2) 続いて「家事調停委員の研さん」について，松下事務局長から資料に基づき説明を行った後，意見交換を行った。意見交換の主な内容は次のとおり
- 新任の調停委員を対象とする家事調停委員研修会の実施時期はいつか。
 - 調停委員の任命の多い4月期にあわせて，任命から1箇月程度経過した5月頃に毎年実施している。その他の調停委員研究会については，秋以降翌年

3月までのところで実施している。

- 家事調停委員研修会の実施期間はどの程度か。
- 丸2日間である。民事調停委員研修会と合同開催している。今年度は5月12, 13日に実施し, 初日の午前中は所長による講話「調停委員の役割と心構え」並びに首席家裁調査官による講義「当事者心理と面接技法」を民事調停委員, 家事調停委員一緒に行った。午後からは, 民事調停委員, 家事調停委員それぞれに分かれて分野別に研修を行った。
- 10月1日任命の調停委員は, 翌年5月まで研修を受けないで調停を行うことになるため, 今後はできるだけ4月1日に任命するという方向で考えていきたい。新任時の研修会においては, 調停の場では, まず当事者の述べることをよく聞いた上で, 調停の方向性が決まれば, 単に相手の意見を伝えるだけでなく, 調停委員自らが意見を述べ, 積極的に調停に関与するよう指導している。
- 家事調停は男性調停委員と女性調停委員のペアで行うが, いろいろな調停委員と組むことにより, さまざまな調停のやり方を見ることができ, そこから学ぶことも多い。
- 調停の場で学ぶことは多い。調停の技法とか, その人の人間性からも教わることが多い。
- 各自が調停の場で学んだことを, 調停委員全体のレベルアップにつなげることが大事だろう。
- 調停委員としての経験は少なくとも人生経験が豊かな調停委員には学ぶところも多い。多くの調停委員と組むことが自分自身の勉強になる。また, 弁護士調停委員からは学ぶべきことが多いのだが, 忙しくてなかなか調停に入られない。
- 現実の調停の場で学んでいくということには大きな意味があるので, そこで得たものを調停委員全体で共有していくことが大切である。
- 松江では家事調停委員の自主的な研究会を月に一度の割で行っている。ケース研究を行うなど熱心に討議してるが, 出席者が固定していたため, 今年度はすべての調停委員に呼びかけた。弁護士調停委員には特に出席いただきたいが, 多忙なのでなかなか出席していただけない。

- 出席者は何人くらいか。
- 女性はほとんどの調停委員が出席している。男性は7～8人が出席する。
このほかに調停協会が主催する全国規模の研究会が年に2回あり、そこでの研修が大変勉強になる。
- 家事調停委員の研究会とは別に民事調停委員の研究会もあり、民事と家事の兼務の調停委員は両方の研究会に出席する機会がある。年間ほぼ8割の調停委員が何らかの研修に参加し、少なくとも2年に一度はいずれかの研究会に参加することになる。
- 調停に2名の調停委員が付くわけだが、調停委員の組み合わせの仕方に決まりはあるのか。
- 特に決まってない。平均的に請けてもらえるよう都合を伺って依頼している。事件によって、例えば遺産分割の調停など不動産鑑定士の資格を持つ調停委員に依頼するということはある。
- アトランダムにいろんな調停委員と組むことになるのか。
- そうです。
- 調停委員同士の相性みたいなものはあるのか。
- 職業も違えば人生経験も違っているので、考え方の違いを感じることはある。
- 調停委員双方の考え方が違うと当事者も混乱するのではないか。
- 調停委員の意見が違くと調停も成立しにくくなるので、当事者のいないところで意見のすり合わせを行う。
- 調停委員の意見が違くと当事者も混乱し、調停も成立しないので、すり合わせはそれぞれの場で必要になる。
- 激論になることもあるのか。
- 自分の意見は遠慮なく述べたうえで、すり合わせを行っている。
- ベテランとそうでない調停委員を組み合わせているのか。
- 複雑な事件は、一方に必ずベテランの調停委員を入れるように配慮している。
- それが現場での実地の研修ということだろう。
- 経験の浅い調停委員と組むときは荷が重いですが、そういう調停委員を指導し

ていくことも経験を積んだ者の役目だと思っている。

- 調停委員研修での調査官の講義はどのような内容のものか。
- 新任の調停委員の研修では、相方調停委員との意見の交換あるいは調整の仕方について講義している。ケース研究会では、調査官の関与した難しい事例を紹介したり、調査官の活用の仕方、面接交渉について講義している。
- 調停において現場を担当する調停委員のストレスは大変なものだろう。自分の抱えたストレスを誰かに聞いてもらえる場が必要ではないか。研修とは別にそういった意味でのサポート体制を考えていくことも必要ではないか。
- 自主的な研究会の場で話すとか、調停委員控室等では調停委員同士で結構話されているのではないか。
- そうです。
- 研究会の内容を決める際、調停委員のニーズを調査しているか。
- 最高裁から研究会についての大枠の指示があり、それに基づき各裁判所の実情に応じた内容にしているが、調停委員から意見を出してもらうこともある。
- 家事実務研究会は、調停委員から事件処理の上で困難と感じている事項を提出してもらい討議することが多い。
- 自主研究会は松江だけで行われているのか。
- 支部でも行っている。裁判官、調査官が講師として出向くこともある。
- 私が相談を受けた事案で、調停委員に対する不満を持ったという声を聞いた。不満を持った当事者は、それをどういった形で裁判所に伝えて行けばいいのか。また、裁判所はそれにきちんと対応することが大切だと思われるが、その不満をどういったルートで伝えればいいのか。調停委員にそれが伝われば調停に不利になるのではという思いがあり、言えないことが多い。苦情が伝わる仕組みを考えてはどうか。
- そういった苦情は気軽に裁判所に伝えてもらいたいし、情報として裁判所に入って来なければいけないと思っている。
- 書記官室もそういった苦情の窓口となるし、みなさまの声も利用してほしい。
- 調停が終わったあと、その直後でなくともアンケートを渡すとか方法はいい

ろいろあると思うが、何か苦情が伝わる仕組みが必要だろう。

- 裁判所としてもそういった声が届きやすいようにしたい。不満を全く聞いてないわけではないが、不満を言うのは負けた側の当事者が多く、そういった1人だけの不満は取り上げないことが多い。ただ、特定の調停委員に対しての複数の不満は情報として入って来なくてはいけない。
- 調停委員に対する不満だけではなく調停そのものに対する不満もある。計画審理とまでいかななくてもある程度、調停の見通しを伝えられないのか。調停が長びくという声を聞く。
- 長くかかるのはそれなりの理由があるとは思いますが、見通しは伝えるべきだろう。
- 裁判になると金もかかるし長くなるというのが常識だったが、最近は調停よりも裁判が早いというケースもある。
- 遺産分割の調停はどうしても長くなる。
- 遺産分割の場合は分かるが、離婚等でも長くなることがある。
- それは調査官調査が入るとか、それなりの理由があると思われる。民事も刑事も計画審理があるので、家裁のほうでも考慮したいと思う。計画審理はやはり大切であり、当事者に分かりやすく見通しを説明して進めるべきだろう。調停委員の頭の中だけで計画を立てるのではなく、見通しはやはり伝えていくべきだと思う。

- (3) 第3回委員会の「家庭裁判所からの情報発信と地域貢献について」の意見交換において委員から出された意見に対するその後の対応について、総務課長が以下のとおり説明した。

「教員の研修会等にも裁判所見学等を取り入れたらどうか。」との提案があったが、その後、委員の提案を受ける形で、島根県立松江教員センターから裁判所に、研修計画に裁判所見学を取り入れたい旨の相談があり、本年度の教職員の研修として、10月6日に島根県内の教諭34人程度が参加して、松江の裁判所本庁において、模擬裁判、裁判官による講義、裁判所の庁舎見学会を実施することになった。

また、「島根県教育庁生徒指導推進室との連携を図ってはどうか。」という意見もいただいていたが、昨年10月28日に当庁の家裁調査官の研修の講師

として生徒指導推進室長に来ていただいた。また、毎年「中学校及び高等学校と家庭裁判所との連絡会」を実施しており、各学校の教諭に御参加いただき、家庭裁判所との連携について協議しているが、従前から生徒指導推進室の方に出席してもらっており、今月15日に浜田支部で開催した連絡会にも出席してもらい意見交換することができた。今後とも連携を図っていきたいと考えている。

- (4) 総務課長から、5月21日に実施された憲法週間行事及び第3回委員会以降に出た「みなさまの声」について説明があった。